

# 税務課だより

## 平成18年度 申告について

ている方が、その事業のため  
に用いて構築物・機械・  
工具・器具・備品などの固定  
資産を償却資産といい、土地・  
家屋と同じように固定資産税  
が課税されます。

### 《対象となるもの》

- 1・申告していただく方  
いの町内に事業用の償却資  
産を所有している方（法人、  
個人等の別は問いません）は  
毎年1月1日現在における当  
該償却資産を地方税法の定め  
により申告しなければなりま  
せん。

### 2・申告方法

- (1) 平成17年度に申告された方  
：平成17年12月上旬までに  
申告の案内等を送付します。
- (2) 平成18年度初めて申告され  
る方：申告書等の送付先を  
下記までご連絡ください。  
（申告書等を送付します）

### 3・申告期限

- 平成18年度の償却資産の申  
告期限は平成18年1月31日で  
すが、事務処理の都合上1月  
16日（月）までに申告くださ  
るようご協力をお願ひします。

### 4・償却資産とは

- 会社や個人で工場や商店な  
どを経営している方や、駐車  
場やアパートなどを貸し付け  
場やアパートなどを貸し付け

(7) 割賦購入資産で割賦金の完  
済していない資産であっても、  
すでに事業の用に供してい  
る資産

(8) 遊休資産、未稼働資産であ  
っても、1月1日現在にお  
いて事業の用に供すること  
ができる状態にある資産



## 土佐和紙工芸村 くらうどの定休日

11月～3月また6月の毎週  
水曜日をホテル・レストラン・  
クアハウス・売店の定休日と  
します。4月、5月については、  
定休日はありません。

※水曜日が祝祭日の場合は通  
常どおり営業します。

### 定休日

平成18年1月  
11日・18日・25日

平成18年2月  
1日・8日・15日・22日

平成18年3月  
1日・8日・15日・22日

児童福祉法の改正により、  
今年4月から、いの町で子ど  
もに関する相談や通告を受け  
付ける事ができる様になっ  
ています。4月からは、住民に  
身近な市町村として相談、通  
告を受け付けしています。

（すこやかセンター伊野内）  
相談・通告窓口  
（福祉課） 893-3810

主な相談内容  
子育てについて  
・子どもたちのしつけや子育てで  
迷ったり、悩んだりしている。  
・子どもの性格や行動などで  
不安に感じている。

擁護について  
・親の死亡、家出、離婚、出  
産などで養育が難しい。  
・親が病気で子どもの面倒を  
みられない。  
・ひとり親で子どもの世話を  
しながら働くのが困難。

虐待について  
・虐待を受けている子どもが  
いる。  
・虐待かどうか気になつてい  
る。  
・虐待かどうか気になつてい  
る子どもがいる。

非行について  
・盗み、怠学、家出、夜遊び、  
シンナー遊び、性非行など  
の子ども行動に悩んでいます。  
※お気軽にご相談ください。

## 4月から児童家庭相談 受け付けています